様式３

当初

工事執行機関 相双農林事務所

入 札 (見 積) 執 行 調 書
入 札 （ 契 約 ）結 果 書

年災		事項				契約	令和7年6月16日
工事番号	25-36260-0015	工　事　名	復興基盤総合整備０７０１工事			着工	令和7年6月16日
入札執行年月日	令和7年5月28日		発注種別	01　一般土木工事		完成	令和8年3月31日
審 議 番 号	公所	000000	本庁				

路線・河川名	加倉	予定価格	149,872,800
工事箇所　自	双葉郡浪江町大字加倉地内	最低制限価格	
至		調査基準価格	135,965,720
工 事 概 要	区画整理工Ａ＝１０．８ｈａ	（予定価格に占める法定福利費概算額）	－

業者コード 業　者　名	落　札　者　の　住　所 入　札　額　及　び　再　入　札　額		落札額（契約額）
700800997 横山・泉田・小野中村特定建設工事共同企業体	双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前１２－２		
	（1）135,000,000 （3）	（2） （4）	148,500,000
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	

※　上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※　測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式第2号（第8条関係）

総合評価方式評価結果

工事種別　一般土木工事

工事執行権者　相双農林事務所長

工事番号	25362600015	工事名	復興基盤総合整備0701工事	予定価格（円）	149,872,800	工期	令8.3.31	開札予定日	令和7年5月28日
路線河川名	加倉地区	工事箇所	双葉郡浪江町大字加倉地内	工事の概要	区画整理工A＝10．8ha			技術審査日	令和7年5月28日

地域要件	県内	入札参加者の所在地等（消防団以外）の評価対象地域	相双建設事務所管内	消防団への継続加入状況の評価対象地域	相双建設事務所管内

入札参加者	入札参加者の所在地（契約する本店・支店・営業所）	価格以外の評価項目及び点数																																						品質確保等の確実性加算点	加算点＝加算点（a）＋加算点（b）＋加算点（c）
		企業の技術力（様式第6号（特別簡易型は様式第11号））										配置予定技術者の技術力（様式第7号（特別簡易型は様式第11号））					企業の地域社会に対する貢献度（様式第8号（特別簡易型は様式第11号））																	施工計画適切性（様式第9号）	加算点（a）	技術提案〔標準型のみ〕（様式第10号）			加算点（b）		
		施工能力	工事成績	優良工事表彰	品質管理能力	技術者確保数：指定人数	技術者確保数：技能士	週休2日確保工事	ICT活用工事	建設キャリアアップシステム	ふくしまME資格保有	技術者：資格保有年数	技術者：継続教育	施工能力	工事成績	優良工事表彰	障がい者の雇用	安全管理	環境への配慮	県内業者活用	働く女性応援	仕事と生活	新分野進出	健康経営優良事業所	若手女性技術者	同一市町村実績	※地域要件等で評価対象地域が異なる項目：入札参加者の所在地	ボランティア	消防団加入	選択項目（2項目）①協定締結又は出動	②新卒離職者雇用	③雇用の維持・確保	④除雪維持補修			技術提案の採否	10点 or 20点	10点 or 20点		（c）	
県内企業・県外企業の別	特別簡易型	2.0点	1.5点	—	—	—	—	0.25点	—	0.25点	0.25点	—	—	0.5点	0.75点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5点	1.0点	6.0点	1.25点	0.5点	1.75点	1.25点	1.25点	1.75点								
	特別簡易型	2.0点	1.5点	—	—	—	—	0.25点	0.25点	0.25点	0.25点	—	—	0.5点	0.75点	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5点	1.0点	5.0点	0.5点	0.5点	1.75点	1.25点	1.25点	1.75点								
		1.0点	1.0点	1.0点	0.5点	0.5点	0.5点	0.25点	0.25点	0.25点	0.50点	0.5点	0.5点	1.0点	1.5点	1.0点	0.5点	0.5点	0.5点	1.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	2.5点	5.0点	2.0点	1.0点	3.5点	2.5点	2.5点	3.5点	10						7点	
横山・泉田・小野中村特定建設工事共同企業体	県内 [双葉郡浪江町]	2.0	1.25					0.25	0.25	0.25	0.25			–	–										–	1.0	5.0	0.5	0.25	1.75	–	–	1.75		14.5					7.0	21.5
	[ ]																																								
	[ ]																																								
	[ ]																																								
	[ ]																																								
	[ ]																																								
	[ ]																																								
	[ ]																																								
	[ ]																																								
	[ ]																																								
	[ ]																																								
	[ ]																																								
無効を除く参加者1者合計		2.0	1.25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.25	0.25	0.25	0.25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	5.0	0.5	0.25	1.75	0.0	0.0	1.75	0.0	14.5		0.0	0.0	0.0	7.0	21.5
無効を除く参加者1者平均																																									

※技術提案の採否は、採の場合には「○」、否の場合には「×」と表記すること。
※技術提案の採否が否の場合には、「加算点（b）」の欄には／（斜線）を記入すること。
※契約締結後の公表時には予定価格を記入して公表すること。
※「技術者確保数」と「技能士」、「資格保有年数」と「継続教育」、「災害出動実績」と「災害協定締結」は、重複して加算しないこと。先に記載の項目の得点がない場合、後の項目が評価対象となる。
※選択項目については、一般土木工事又は舗装工事の場合は①～④から2項目、それ以外の工事の場合は①～③から2項目を選択する。
※落札者以外の加算点は、技術提案書の記載内容のみによる評価であり、資料等により確認したものではない。
※無効の場合は、各点数欄を空白とし、加算点合計（（a）＋（b））欄に「無効」と記載する。
※地域密着型の場合、ボランティア活動及び選択項目については、工事箇所と同一の土木事務所管内の本店及び準本店のみ評価対象。
※本様式における入札参加者とは、技術提案書等を提出した者とします。

様式第4号（第13条関係）

総合評価方式入札結果

工事種別　一般土木工事

工事執行権者　相双農林事務所長

工事番号	25362600015	工事名	復興基盤総合整備0701工事		予定価格（円）	149,872,800	工　期	令8.3.31
路線河川名	加倉地区	工事箇所	双葉郡浪江町大字加倉地内	工事の概要	区画整理工A＝10．8ha			

開札予定日	令和7年5月28日
技術審査日	令和7年5月28日

学識経験者の職・氏名		落札者決定基準		落札者の決定		
職業等	氏名	意見の適否	意見聴取月日	落札者決定の際の意見聴取	意見の適否	意見聴取月日
令和6年度第8回福島県総合評価委員会議			令和　年　月　日			令和　年　月　日
			令和　年　月　日			令和　年　月　日

入札参加者	入札参加者の所在地（契約する本店・支店・営業所）	標準点	加算点	標準点＋加算点（A）	入札額（円：税抜き）（B）	評価値算出価格（円：税抜き）（C）	評価値（A／C）×10,000,000	順位	低価格入札の該当	備　考
横山・泉田・小野中村特定建設工事共同企業体	双葉郡浪江町	100	21.5	121.5	135,000,000	135,000,000	9.0000	1	－	落札者
入札参加者1者										

※評価値は少数第5位を切り捨て、少数第4位まで表記する。ただし、表記の値では順位が分からない場合は、順位が分かる桁数で表記する。開札時点で有効の入札参加者は全て順位を記載すること。
※契約締結後の公表時には予定価格を記載して公表すること。また、備考欄には、「落札者」「無効（理由も記載すること）」「失格（理由も記載すること）」等を記載すること。
※低価格入札の該当欄には、調査基準価格を下回った入札の場合「低価格入札」、調査基準価格を下回らなかった入札の場合「—」を記載すること。
※本様式における入札参加者とは、技術提案書等を提出した者とします。

様式第4号（第15条関係）

条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表

（入札執行権者 福島県相双地方振興局長　　）
（立会人職氏名　　）

工事番号	25－36260－0015
工事名	復興基盤総合整備0701工事

年月日										
公告	R7.4.14	落札者決定	R7.6.2	条件設定	地方審査委員会	R7.4.9	資格確認	地方審査委員会	－
開札	R7.5.28				本庁審査委員会	－		本庁審査委員会	－

No.	入札参加者	入札参加資格の確認結果										落札候補者の順位	入札結果	備考
	商号、名称又は特定建設工事共同企業体名	① 工事等請負有資格業者名簿に登録されている	② 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない	③ 入札参加資格停止期間中でない	④ 会社更生手続又は民事再生手続中でない	⑤ 有効な経営事項審査を受けている	⑥ 格付要件 (有資格者名簿の 一般土木工事) A	⑦ 地域要件 県内						
1	横山・泉田・小野中村特定建設工事共同企業体	○	○	○	○	○	○	○				1	135,000,000	落札者

※復興ＪＶ該当ありの場合

入　札　公　告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。)第１６７条の６第１項及び福島県財務規則(昭和３９年福島県規則第１７号)第２４６条第１項の規定により公告する。

令和７年４月１４日

福島県相双地方振興局長　高橋　和司

１　入札に付する事項

区分	■　新規	□　再度公告　　□　改めて公告（設計、条件等の見直しあり） 前回公告　なし
工事番号	２５－３６２６０－００１５	
工事名	復興基盤総合整備０７０１工事	
工事箇所	双葉郡浪江町大字加倉地内（加倉地区）	
工事概要	区画整理工　A=１０．８ha	
完成期限	令和８年３月３１日限り	
予定価格	契約締結後に公表する。	
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明
起工時期	該当なし	・該当の場合、令和７年４月１日以降に起工した工事である。 ・該当なしの場合、令和７年３月31日までに起工した工事である。
最低制限価格	該当なし	・施行令第１６７条の１０第２項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。
総合評価方式	特別簡易型	・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当	・施行令第１６７条の１０の２第２項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
施工体制事前提出方式	該当なし	・福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当	電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要 電子入札システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html
電子閲覧	該当	電子閲覧システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
専任特例２号の監理技術者の配置	該当	建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の監理技術者」という。）の配置を行うことができる工事である。専任特例２号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。

※復興ＪＶ該当ありの場合

再資源化等		該当	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
混合入札	復興ＪＶ以外	該当なし	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。
	復興ＪＶ	該当	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第３項で規定する別に定めるものについて（平成２３年１２月２８日付け２３財第１９７１号通知（令和２年１月６日一部改正））における特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
資本関係又は人的関係		該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

（１）単体企業の場合

発注種別	一般土木工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A	
許可業種	土木工事業	建設業法（昭和２４年法律第１００号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	県内	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接３管内とは、相双建設事務所管内、県北建設事務所管内、県中建設事務所管内（田村市内又は田村郡内に限る。）、又はいわき建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ・管内とは、相双建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。 ※　支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
技術者の工事経験		・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。（ただし、請負金額が４，５００万円未満（建築一式工事の場合は９，０００万円未満）になる場合又は建設業法第２６条第３項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。） ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（ＪＶの場合は、出資割合が２０％以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第２６条第１項で規定する主任技術者又は同条第２項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
必要なし		
企業の工事実績		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績が

※復興ＪＶ該当ありの場合

必要なし	あること。
企業の工事規模実績 必要なし	元請として、左の欄に表示した期間に、１件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（ＪＶの場合は、出資割合に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は１件とみなす。
ＪＲ近接工事 該当なし	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

※復興ＪＶ該当ありの場合

（２）特定建設工事共同企業体の場合

<table>
<tr><td colspan="3">構成員の数</td><td>２者又は３者であること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">構成員の組み合わせ</td><td>・構成員全員が、構成員共通の資格要件を満たしていること。
・代表構成員の資格要件を満たす者１者及びその他の構成員の資格要件を満たす者１者又は２者の組み合わせであること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">結成方法</td><td>自主結成であること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">各構成員の出資割合</td><td>・２者の場合は、各者３０％以上であること。
・３者の場合は、各者２０％以上であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">構成員共通の資格要件</td><td colspan="2">技術者の工事経験</td><td rowspan="2">・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。（ただし、請負金額が４，５００万円未満（建築一式工事の場合は９，０００万円未満）になる場合又は建設業法第２６条第３項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。）
・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（ＪＶの場合は、出資割合が２０％以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第２６条第１項で規定する主任技術者又は同条第２項で規定する監理技術者としての経験をいう。
・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">必要なし</td></tr>
<tr><td rowspan="6">代表構成員の資格要件</td><td>発注種別</td><td>一般土木工事</td><td rowspan="2">開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。</td></tr>
<tr><td>格付等級</td><td>A</td></tr>
<tr><td>許可業種</td><td>土木工事業</td><td>建設業法（昭和２４年法律第１００号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。</td></tr>
<tr><td>地域要件</td><td>県内</td><td>県内とは、福島県内に本店を有する者であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">企業の工事実績</td><td rowspan="2">元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績があること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">必要なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">企業の工事規模実績</td><td rowspan="2">元請として、左の欄に表示した期間に、１件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（ＪＶの場合は、出資割合に相当する額とする。）があること。
ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は１件とみなす。</td></tr>
<tr><td colspan="2">必要なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＪＲ近接工事</td><td rowspan="2">該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。
なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。</td></tr>
<tr><td colspan="2">該当なし</td></tr>
</table>

※復興ＪＶ該当ありの場合

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">出資割合</td><td>構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きい者であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">その他の構成員の資格要件</td><td>発注種別</td><td>一般土木工事</td><td rowspan="2">開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。</td></tr>
<tr><td>格付等級</td><td>Ａ又はＢ</td></tr>
<tr><td>許可業種</td><td>土木工事業</td><td>建設業法(昭和２４年法律第１００号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。</td></tr>
<tr><td>地域要件</td><td>全国</td><td>開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に登録されている者であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">企業の工事実績
必要なし</td><td>元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績があること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">企業の工事規模実績
必要なし</td><td>元請として、左の欄に表示した期間に、１件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（ＪＶの場合は、出資割合に相当する額とする。）があること。
ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は１件とみなす。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＪＲ近接工事
該当なし</td><td>該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。
なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。</td></tr>
</table>

３　入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあっては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。)

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項　目	期間又は期日	場　所　等
設計図書等の閲覧等	令和７年４月１４日（月）～ 令和７年５月２７日（火）	電子閲覧システム
設計図書等の質問	令和７年４月１４日（月）～ 令和７年４月２１日（月）	南相馬市原町区錦町一丁目３０番地 福島県相双農林事務所総務部総務課 電話番号　０２４４－２６－１１７５ 電子メール soumu.af06@pref.fukushima.lg.jp ※設計図書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事番号下４桁（会社名）」として提出すること。 **※質問の送付は、原則、電子メールによること** **としますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。**
質問の回答予定	令和７年４月２５日（金）	福島県相双地方振興局出納室ホームページ **※入札書等の提出前に、必ずホームページで質問回答を確認すること。**

※復興ＪＶ該当ありの場合

項　目	期間又は期日	場　所　等
入札参加受付	令和７年５月１２日(月)～ 令和７年５月１３日(火)	・電子入札の場合に限る。 ・電子入札システムへの入力による。
入札書等の提出	**【電子入札対象工事の場合】** 令和７年５月２６日(月) 午前９時００分～ 午後５時００分 令和７年５月２７日(火) 午前９時００分～ 午後３時００分	**【電子入札対象工事の場合】** 電子入札システムへの入力による。 **※入札書等提出期間は２日間とする。** **ただし、最終日の受付時間は午後３時までとする。** **※初日の午後５時以降最終日の９時前に入札書を提出した場合で、障害等により不着となった場合、辞退したものとみなしますので、システム利用時間内に提出すること。**
開札	令和７年５月２８日(水) 午後１時３０分	左記開札後、開札結果を以下の場所で終日公開する。 南相馬市原町区錦町一丁目３０番地 福島県南相馬合同庁舎南庁舎１階出納室前廊下
落札者の決定予定日	令和７年６月４日(水)	

※　電子閲覧システムの利用時間は、午前８時から午後１０時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第７号)第１条第１項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。
※　電子入札システムの利用時間は、午前９時から午後５時までです。

４　入札参加資格要件の審査に関する事項
落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。
なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

５　入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

６　入札の無効
２の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

７　試行工事に関する事項
（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準及び「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（農林技術課HP:http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005c/nr-gijutsu-kijun-kaitei.html参照）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。
営　繕　費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
（２）この工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（農林技術課HP:http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/50434.pdf参照）該当工事である。

※復興ＪＶ該当ありの場合

８　その他

（１）　本工事は、『福島県農林水産部発注工事における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。　（実施要領は、農林技術課 HP を参照のこと）
受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
本工事の発注方式は（ 受注者希望型 ・ 発注者指定型 ）である。

（２）その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。
問い合わせ先　　福島県相双地方振興局出納室
電話番号　　０２４４－２６－１３０２
電子メール　　souso.suito@pref.fukushima.lg.jp
※ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、上記電話番号に連絡すること。

〈参　考〉　提出する書類一覧表（郵便入札の場合、入札書と一緒に提出する書類一覧表）

提出書類	電子入札の場合	
	入札参加受付時	入札書等提出時
技術提案書	(注１)(注２)(注３)(注４) ○	
入札書		システムに入力
見積内訳書		○（注２）
見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第６号）		○
工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式１号） ※郵便入札の場合は同様式及び同様式を記録したＣＤ－Ｒ（追記型コンパクトディスク）		―
下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式２号）		―

※　電子入札における留意点
（注１）入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合（技術提案書の提出がない場合）は任意のファイル（内容は問いません。）を資料として添付してください。
（注２）添付するファイル（任意のファイルを添付する場合を除く。）を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。
（注３）総合評価方式（標準型）の場合、様式第９号（その１～その２）及び様式第１０号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。
（注４）総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。

※ **有資格者コード**は、福島県のホームページの福島県建設工事等請負有資格業者名簿のページ（福島県ホームページ:組織でさがす ＞ 入札監理課 ＞ 工事等入札参加資格の申請 ＞ 名簿 又は 「福島県 入札 名簿」で検索）に掲載している開札日が属する年度の工事等請負有資格業者名簿で確認し、記載してください。